

伊 勢 市 公 報

第 123 号
平成 22 年 12 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	15
訓 令	
○ 伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部を改正する規程	17
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	19
告 示	
○ 指定代理納付者の指定について	35
○ 平成 22 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	36
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	58
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	59
○ 選挙管理委員会関係 ・選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	60
・選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	61
・伊勢市明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程について	64
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	66
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	67
○ パブリックコメント（伊勢市協働の基本ルール）について	68
○ 農地利用集積円滑化事業規程の縦覧について	71
○ 公示送達	72
公 表	
○ 伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について	73
○ 監査委員公表について	93

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に

関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 41 号

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則

(平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 1 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 4 条第 1 項中「前条第 7 号」を「前条第 6 号」に改め、「その差額に相当する額」の次に「(伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。)附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)」を加え、同項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に、「者にあつては、」を「者にあつては」に、「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め、同項第 2 号中「第 5 号」を「第 4 号」に、「あつては、」を「あつては」に、「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め、同項第 3 号ア中「あつては、」を「あつては」に、「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め、同号イ中「あつては、」を「あつては」に、「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「相当する額」の次に「(給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)」を加える。

第 5 条第 1 項中「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に、「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 6 号」に、「差額に相当する額」の次に「(給与条

例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(端数計算)

第 6 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(条例附則第 13 項の規定により減ずる額の日割計算)

第 9 条 給与期間の中途において、条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第 5 条第 1 項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第 13 項各号(第 3 号及び第 4 号を除く。)に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条関係)

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300	

17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500

38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300

59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	
71	204,700	254,400	285,300	316,100	
72	205,300	255,000	286,100	316,600	
73	205,900	255,300	287,000	316,900	
74	206,600	255,700	287,800	317,400	
75	207,300	256,200	288,600	317,900	
76	208,100	256,700	289,400	318,400	
77	208,500	257,300	290,200	318,700	
78	209,200	257,800	290,800	319,100	
79	209,900	258,300	291,400	319,500	

80	210,600	258,800	292,000	319,900
81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,300	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700

101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	
112	228,600	269,300	307,200	
113	229,100	269,600	307,500	
114	229,600	269,900	307,900	
115	230,100	270,200	308,300	
116	230,600	270,500	308,700	
117	231,000	270,800	309,000	
118	231,400	271,100	309,400	
119	231,800	271,400	309,800	
120	232,200	271,700	310,200	

	121	232,600	271,900	310,500		
	122		272,200	310,900		
	123		272,500	311,300		
	124		272,800	311,700		
	125		272,900	311,900		
	126		273,200	312,300		
	127		273,500	312,700		
	128		273,800	313,100		
	129		273,900	313,300		
	130		274,200	313,700		
	131		274,500	314,100		
	132		274,800	314,500		
	133		274,900	314,700		
	134		275,200			
	135		275,500			
	136		275,800			
	137		275,900			
再 任 用 職 員		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考

- 1 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。
- 2 この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

別表第 4 の 5 級の項を次のように改める。

5 級	1	係長の職務、主任の職務又はこれらに相当する職務
	2	副主任の職務
	3	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

(伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

(条例附則第 13 項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算)

- 2 条例附則第 13 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 15 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)

第2条の2 条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当の月額を、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の140」を「100分の130」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の60」に、「100分の90」を「100分の80」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 給与条例附則第13項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の合計額（給与条例第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（給与条例附則第13項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれ

その基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。)これに対する地域手当の月額の合計額(給与条例第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第5条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)

- (2) 給与条例附則第13項第4号に規定する勤勉手当減額対象額(同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の伊勢市職員管理職手当支給に関する規則第2条の2の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日(」とあるのは「平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則(平成22年伊勢市規則第41号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは、「同日後」とする。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 42 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第 21 条の 3 市長は、法第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者を指定しようとするときは、契約を締結し、この旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 市長は、指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成 22 年 12 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第6号

伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部を改正する規程
伊勢市産業支援センター運営協議会規程（平成20年伊勢市訓令第7号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「13人以内」を「14人以内」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 12 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第7号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 2 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再 任 用 職 員 以 外 の		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800

職員	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100

28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800

49	207, 100	265, 200	310, 600	358, 500	378, 400	405, 900	449, 400
50	208, 200	266, 400	312, 200	359, 700	379, 200	406, 600	450, 200
51	209, 300	267, 700	313, 800	360, 900	380, 000	407, 300	451, 000
52	210, 400	269, 000	315, 400	362, 000	380, 800	408, 000	451, 800
53	211, 600	270, 100	317, 100	363, 000	381, 700	408, 800	452, 400
54	212, 600	271, 400	318, 700	364, 100	382, 400	409, 500	453, 200
55	213, 600	272, 700	320, 300	365, 100	383, 100	410, 200	454, 000
56	214, 600	274, 000	321, 900	366, 200	383, 800	410, 900	454, 800
57	215, 400	275, 200	323, 400	367, 100	384, 500	411, 600	455, 400
58	216, 400	276, 300	324, 600	367, 800	385, 100	412, 300	456, 200
59	217, 300	277, 400	325, 800	368, 500	385, 800	413, 000	457, 000
60	218, 300	278, 500	327, 000	369, 200	386, 500	413, 700	457, 800
61	219, 200	279, 700	328, 100	369, 800	387, 000	414, 300	458, 400
62	220, 200	280, 700	329, 100	370, 500	387, 700	415, 000	
63	221, 200	281, 700	330, 000	371, 200	388, 400	415, 700	
64	222, 200	282, 700	331, 000	371, 900	389, 100	416, 400	
65	223, 000	283, 500	331, 900	372, 400	389, 600	416, 900	
66	224, 000	284, 400	332, 700	373, 100	390, 300	417, 500	
67	225, 000	285, 300	333, 500	373, 800	391, 000	418, 200	
68	226, 100	286, 200	334, 300	374, 500	391, 700	418, 900	

69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		

90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			
101		301,000	351,300			
102		301,400	351,700			
103		301,800	352,100			
104		302,200	352,500			
105		302,400	353,000			
106		302,800	353,400			
107		303,200	353,800			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200	355,100			

	111		304,600	355,500				
	112		305,000	355,900				
	113		305,200	356,400				
	114		305,600					
	115		306,000					
	116		306,400					
	117		306,600					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,200					
	123		308,500					
	124		308,800					
	125		309,200					
再 任 用 職 員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300	

17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200

37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400

58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	
71	204,700	254,400	285,300	316,100	
72	205,300	255,000	286,100	316,600	
73	205,900	255,300	287,000	316,900	
74	206,600	255,700	287,800	317,400	
75	207,300	256,200	288,600	317,900	
76	208,100	256,700	289,400	318,400	
77	208,500	257,300	290,200	318,700	
78	209,200	257,800	290,800	319,100	

79	209,900	258,300	291,400	319,500
80	210,600	258,800	292,000	319,900
81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,300	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300

100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	
112	228,600	269,300	307,200	
113	229,100	269,600	307,500	
114	229,600	269,900	307,900	
115	230,100	270,200	308,300	
116	230,600	270,500	308,700	
117	231,000	270,800	309,000	
118	231,400	271,100	309,400	
119	231,800	271,400	309,800	
120	232,200	271,700	310,200	

	121	232,600	271,900	310,500		
	122		272,200	310,900		
	123		272,500	311,300		
	124		272,800	311,700		
	125		272,900	311,900		
	126		273,200	312,300		
	127		273,500	312,700		
	128		273,800	313,100		
	129		273,900	313,300		
	130		274,200	313,700		
	131		274,500	314,100		
	132		274,800	314,500		
	133		274,900	314,700		
	134		275,200			
	135		275,500			
	136		275,800			
	137		275,900			
再 任 用 職		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

員						
---	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 22 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 95 号

平成 22 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業
及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の
規定により、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの伊
勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介
護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 22 年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業（汚水）は、流域関連公共下水道の第 2 期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等の整備を推進し、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。平成 22 年 9 月末で、流域関連公共下水道については、752.87ha の地域において供用を開始し、これにより、伊勢市の下水道普及率は、34.9%となりました。

下水道事業（雨水）は、平成 21 年度から各ポンプ場の中央監視装置の更新、増設を実施しました。溝口第 1 排水区については、管渠築造や溝口第 2 ポンプ場の場内整備、河崎船江排水区については管渠築造を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益 1,019,048 千円、事業費用 984,693 千円の執行となり、34,355 千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入 228,379 千円、支出 1,559,896 千円となり、1,331,517 千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するとともに、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 下水道普及率

(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	133,835人	46,767人	34.9.0%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H22.3.31	37	2	4	43
H22.9.30	34	2	4	40

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成22年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで		
		予算額 (A)	執行額 (B)	予算残額
(収益的収支)				
下水道事業収益	2,058,525,000	1,033,706,119	1,024,818,881	50.2
営業収益	813,775,000	397,939,309	415,835,691	48.9
営業外収益	1,244,750,000	635,766,810	608,983,190	51.1
下水道事業費用	2,354,660,000	994,243,844	1,360,416,156	42.2
営業費用	1,718,169,000	688,389,109	1,029,779,891	40.1
営業外費用	631,991,000	305,854,735	326,136,265	48.4
予備費	4,500,000	0	4,500,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,181,352,000	228,379,400	3,952,972,600	5.5
企業債	2,368,000,000	0	2,368,000,000	0.0
負担金	523,744,000	228,379,400	295,364,600	43.6
国庫補助金	1,289,608,000	0	1,289,608,000	0.0
資本的支出	5,005,108,000	1,559,896,375	3,445,211,625	31.2
建設改良費	4,229,620,000	1,178,191,264	3,051,428,736	27.9
企業債償還金	770,727,000	381,059,911	389,667,089	49.4
受益者負担金返還金	550,000	114,700	435,300	20.9
諸支出金	4,211,000	530,500	3,680,500	12.6

(単位 円)

(2) 平成22年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで	
		借	貸
	方		方
下水道事業費用	984,692,938	水道事業収益	1,019,048,083
営業費用	679,036,629	営業収益	383,282,985
汚水管渠費	10,642,918	下水道使用料	293,126,494
雨水管渠費	459,016	他会計負担金	90,000,000
流域下水道 維持管理負担金	109,503,810	その他営業収益	156,491
処理場費	59,192,316	営業外収益	635,765,098
普及促進費	16,147,946	受取利息及び配当金	464,500
業務費	49,820,508	他会計負担金	427,000,000
総係費	22,925,063	他会計補助金	208,000,000
汚水減価償却費	351,413,828	雑収益	300,598
雨水減価償却費	58,931,224		
営業外費用	305,656,309		
支払利息及び 企業債取扱諸費	301,687,717		
雑支出	3,968,592		
当期純利益	34,355,145		
合 計	1,019,048,083	合 計	1,019,048,083

(単位 円)

(2)平成 22 年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成 22 年 4 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	
		借	貸
固定資産	58,889,593,522	固定負債	18,766,000
汚水有形固定資産	41,914,093,168	引 当 金	18,766,000
土地	333,762,771	修 繕 引 当 金	18,766,000
立木	3,119,863	流動負債	15,685,226
建物	1,158,173,521	預り金	1,027,190
減価償却累計額	△ 139,566,950	預り金	1,027,190
構築物	34,384,343,041	その他流動負債	14,658,036
減価償却累計額	△ 2,175,787,866	仮受消費税及び地方消費税	14,658,036
機械及び装置	4,031,492,475	資本金	34,877,485,440
減価償却累計額	△ 779,924,163	自己資本金	5,566,386,320
車両運搬具	4,026,882	固有資本金	5,566,086,320
減価償却累計額	△ 2,158,927	組入資本金	300,000
工具、器具及び備品	26,772,095	借入資本金	29,311,099,120
減価償却累計額	△ 22,704,971	企業債	29,311,099,120
建設仮勘定	5,092,545,397	剰余金	25,762,353,673
雨水有形固定資産	9,861,955,398	資本剰余金	25,786,417,041
土地	724,917,711	受贈財産評価額	216,431,110
建物	2,404,132,898	他会計負担金	2,761,396,567
減価償却累計額	△ 103,093,605	受益者負担金	2,366,508,128
構築物	4,232,020,990	工事負担金	65,424,748
減価償却累計額	△ 136,966,316	周辺環境整備事業負担金	199,619,400
機械及び装置	2,777,641,713	他会計補助金	700,980,604
減価償却累計額	△ 283,184,927	補助金	19,400,205,509
工具、器具及び備品	3,771,849	その他資本剰余金	75,850,975
減価償却累計額	△ 352,874	欠損金	△ 24,063,368
建設仮勘定	243,067,959	未処理欠損金	△ 24,063,368
汚水無形固定資産	7,063,490,381		
施設利用権	29,439,376		
流域下水道施設利用権	7,031,824,507		
電話加入権	75,000		
ソフトウェア	2,151,498		
投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		

流動資産	1,784,696,817		
現金預金	641,281,966		
現金	100,000		
預金	641,181,966		
未収金	263,137,458		
営業未収金	136,401,934		
営業外未収金	890,901		
その他未収金	125,844,623		
有価証券	699,799,800		
有価証券	699,799,800		
前払金	122,538,360		
工事前払金	117,440,000		
その他前払金	5,098,360		
その他流動資産	57,939,233		
仮払消費税及び地方消費税	57,939,233		
合 計	60,674,290,339	合 計	60,674,290,339

5 平成 21 年度決算の状況

平成 21 年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成 17 年度より着手した流域関連公共下水道事業の第 2 期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備を進めるとともに、マンホールポンプ設備の機械設備工事等を行いました。また、平成 27 年度までを事業計画期間とした第 3 期事業について、平成 22 年 3 月に三重県知事の認可を受け、事業着手の準備をしました。宇治・中村特定環境保全公共下水道事業ではマンホールポンプの機械整備工事を行いました。

雨水対策事業としては、雨水管渠の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の流入渠築造工事を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や普及活動に努めました。また、下水道使用料の窓口・徴収等業務の民間委託も 2 年目となり、サービスの向上や業務の合理化を進めるとともに、下水道使用料収納率の向上を図りました。

イ 普及状況について

平成 21 年度末における処理区域面積は、1,113.3ha、処理区域内人口は、43,920 人で平成 20 年度末に比べそれぞれ、85.0ha、3,833 人増加し、普及率は 32.8% になりました。

一方、水洗化戸数は 12,604 戸で平成 20 年度末に比して 1,467 戸増加し、水洗化率は 72.9% になりました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成 21 年度における業務量は、有収水量 3,883,524m³、処理水量 4,041,400m³ となり、

平成20年度末に比べそれぞれ、492,929m³、546,012m³増加しました。

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額2,092,163千円、支出額2,115,921千円の執行となり、建設改良費繰越財源3,181千円を除くと、737,727千円の収支不足となりましたが、繰越工事費、資本的収支超過額等で補てんしました。

また、資本的収入におきまして1,601,808千円、資本的支出におきまして1,736,587千円を翌年度に繰越しました。

ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備拡充を進めました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を19,419m、マンホールポンプを1箇所整備しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域では、下水管渠を5m整備し、マンホールポンプ1箇所を更新しました。合計で汚水管渠を19,424m整備し、汚水管渠布設延長は、299,109mとなりました。

雨水整備工事としては、雨水管渠を439.5m整備し、雨水管渠布設延長は都市下水路（一般会計所管）から流域関連公共下水道へ統合した旧大湊第2都市下水路1,084.5mを含め、9,847mとなりました。また、ポンプ場においては、溝口第2ポンプ場の流入渠築造工事を実施しました。

平成22年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

事業運営面では、平成22年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し1%減少しましたが、有収水量におきましては、0.4%増となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,407,998千円、事業費用1,004,066千円の執行となり、403,932千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入47,122千円、支出316,533千円となり、269,411千円の収支不足となりました。

今後につきましても、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業の推進などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H21.9.30	H22.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	54,111戸	54,328戸	217戸	100.4%
	給水人口	133,618人	132,784人	△834人	99.4%
簡易水道	給水戸数	64戸	64戸	0戸	100.0%
	給水人口	106人	100人	△6人	94.3%

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	1,440,255	1,361,526	94.5
簡易水道	797	747	93.7

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H21.9.30	H22.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	8,997,549	8,905,100	△92,449	99.0
	有収水量	7,869,445	7,904,502	35,057	100.4
	有収率 (%)	87.5	88.8	1.3	—
簡易水道	配水量	5,727	5,614	△ 113	98.0
	有収水量	4,233	4,150	△83	98.0
	有収率 (%)	73.9	73.9	—	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H22. 3. 31	21	17	4	42
H22. 9. 30	21	17	5	43

4 経理の状況

(単位 円)

		平成 22年 4月 1日 から 平成 22年 9月 30日 まで			
(1)平成22年度伊勢市水道事業予算執行状況					
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %	
(収益的収支)					
水道事業収益	3,001,638,000	1,478,158,444	1,523,479,556	49.2	
営業収益	2,922,891,000	1,443,774,491	1,479,116,509	49.4	
営業外収益	77,298,000	33,586,342	43,711,658	43.5	
簡易水道収益	1,449,000	797,611	651,389	55.0	
水道事業費用	2,443,488,000	1,029,137,830	1,414,350,170	42.1	
営業費用	2,187,779,000	944,588,473	1,243,190,527	43.2	
営業外費用	239,984,000	83,170,532	156,813,468	34.7	
簡易水道費用	4,725,000	1,378,825	3,346,175	29.2	
予 備 費	11,000,000	0	11,000,000	0.0	
(資本的収支)					
資 本 的 収 入	633,602,000	47,122,647	586,479,353	7.4	
企 業 債	315,000,000	0	315,000,000	0.0	
負 担 金	134,802,000	47,122,647	87,679,353	35.0	
出 資 金	183,800,000	0	183,800,000	0.0	
資 本 的 支 出	1,936,087,000	316,533,445	1,619,553,555	16.3	
建 設 改 良 費	1,670,405,000	184,747,245	1,485,657,755	11.1	
償 還 金	265,682,000	131,786,200	133,895,800	49.6	

(単位 円)

(2)平成22年度伊勢市水道事業損益計算書		平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 22 年 9 月 30 日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,004,065,959	水道事業収益	1,407,998,246
営業費用	919,842,645	営業収益	1,375,180,396
原水費	427,823,805	給水収益	1,371,719,573
配水及び給水費	110,999,807	受託工事収益	1,402,400
受託工事費	5,336,566	その他営業収益	2,058,423
総係費	70,889,467	営業外収益	32,058,146
減価償却費	304,793,000	受取利息及び配当金	1,268,693
営業外費用	82,883,089	雑収益	235,735
支払利息及び 企業債取扱諸費	73,300,331	朝熊山分担金	2,285,718
雑支出	4,712,182	加入金	28,268,000
朝熊山雑支出	4,870,576	簡易水道収益	759,704
簡易水道費用	1,340,225	給水収益	759,204
簡易水道費	1,340,225	雑収益	500
当期純利益	403,932,287		
合計	1,407,998,246	合計	1,407,998,246

(単位 円)

(3)平成22年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成22年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	19,293,323,903	固 定 負 債	531,966,741
有 形 固 定 資 産	19,108,497,398	引 当 金	531,966,741
土 地	1,324,631,467	退 職 給 与 引 当 金	172,527,472
建 物	759,596,726	修 繕 引 当 金	359,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 360,461,434	流 動 負 債	136,699,633
構 築 物	25,202,312,968	未 払 金	65,076,897
減 価 償 却 累 計 額	△ 9,358,554,468	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	879,911
機 械 及 び 装 置	3,006,853,500	営 業 未 払 金	64,196,986
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,851,035,715	預 り 金	1,301,838
車 両 運 搬 具	26,871,679	預 り 金	1,301,838
減 価 償 却 累 計 額	△ 22,328,223	そ の 他 流 動 負 債	70,320,898
工 具、器 具 及 び 備 品	66,632,999	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	70,320,898
減 価 償 却 累 計 額	△ 57,174,788	資 本 金	11,140,248,805
建 設 仮 勘 定	371,152,687	自 己 資 本 金	5,788,417,549
無 形 固 定 資 産	134,771,930	固 有 資 本 金	33,622,511
施 設 利 用 権	132,301,454	繰 入 資 本 金	567,552,600
ソ フ ト ウ ェ ア	2,470,476	組 入 資 本 金	5,187,242,438
投 資	50,054,575	借 入 資 本 金	5,351,831,256
投 資 有 価 証 券	50,054,575	企 業 債	5,351,831,256
流 動 資 産	3,372,621,293	剰 余 金	10,857,030,017
現 金 預 金	621,617,031	資 本 剰 余 金	9,890,439,915
現 金	60,000	受 贈 財 産 評 価 額	2,045,908,881
預 金	621,557,031	負 担 金	5,376,656,395
未 収 金	192,959,104	補 助 金	512,467,018
営 業 未 収 金	189,441,342	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,955,407,621
営 業 外 未 収 金	3,517,762	利 益 剰 余 金	966,590,102
有 価 証 券	1,499,303,800	未 処 分 利 益 剰 余 金	966,590,102
有 価 証 券	1,499,303,800		
貯 蔵 品	38,491,434		
原 材 料	38,491,434		
短 期 貸 付 金	800,000,000		
短 期 貸 付 金	800,000,000		
前 払 金	187,834,120		
工 事 前 払 金	166,400,000		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	9,407,600		
そ の 他 前 払 金	12,026,520		
そ の 他 流 動 資 産	32,415,804		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	32,415,804		
合 計	22,665,945,196	合 計	22,665,945,196

5 平成21年度決算の状況

平成21年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに施設の整備改良工事を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施いたしました。

また、中須水源地内にある取水井の劣化及び地下水位の低下により、取水に支障をきたしているため、取水井更新工事を行いました。

事業運営面では、給水戸数は54,302戸で前年度より101戸増加し、有収率は87.6%で前年度に比し0.1ポイントの増加となりましたが、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等により、年間配水量は17,845千立方メートルで前年度に比し1.1%の減少、有収水量は、15,633千立方メートルで前年度に比し0.9%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,853,877千円、事業費用2,291,219千円の執行となり、562,658千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は562,658千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入462,795千円、支出1,473,494千円の執行となり、建設改良費繰越財源2,146千円を除くと、1,012,845千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

また、資本的収支の収入において78,353千円、支出において254,125千円を翌年度に繰越しました。

平成22年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

今期におきましても、脳神経外科の休診や循環器科医師の減少等の影響により、財政状況は非常に厳しいところではありますが、引き続き公的医療機関として市民の医療福祉の増進を図るとともに、諸経費の節減に努めながら、合理的運営に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数36,475人、延べ外来患者数73,040人、健診者数5,492人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、5,429人の減少、外来患者数におきましては、9,098人の減少、健診者数におきましては、11人の増加となりました。

事業収支におきましては、事業収益2,678,045千円（内一般会計負担金250,000千円を含む）、事業費用2,707,862千円で収支差引29,817千円の純損失を生じました。

下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、経営の合理化にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金50,000千円に対し、支出では医療用器械備品の購入費に23,740千円、企業債元金の償還に64,631千円の計88,371千円となっております。

以上が平成22年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、地域住民の医療福祉の向上に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術職員	看護（准）師	事務職員	その他の職員	嘱 託	計
22. 3. 31	45	56	206	20	21	60	408
22. 9. 30	42	54	200	21	11	60	388

* 医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成22年 4月 1日から

平成22年 9月30日まで

(1) 平成22年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	6,170,236,000	2,687,123,479	3,483,112,521	43.5	
医業収益	5,471,680,000	2,314,418,092	3,157,261,908	42.3	
健診収益	208,943,000	104,857,640	104,085,360	50.2	
医業外収益	489,513,000	267,847,747	221,665,253	54.7	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	6,206,450,000	2,730,147,007	3,476,302,993	44.0	
医業費用	5,960,038,000	2,624,546,571	3,335,491,429	44.0	
健診費用	140,700,000	64,619,652	76,080,348	45.9	
医業外費用	104,612,000	40,980,784	63,631,216	39.2	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50.0	
負担金	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50.0	
(資本的支出)					
資本的支出	238,251,000	88,370,964	149,880,036	37.1	
建設改良費	100,000,000	23,740,193	76,259,807	23.7	
企業債償還金	129,751,000	64,630,771	65,120,229	49.8	
投資	8,500,000	0	8,500,000	0.0	

平成22年 4月 1日から

平成22年 9月30日まで

(2) 平成22年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	2,707,862,320	病院事業収益	2,678,044,501
医業費用	2,602,967,882	医業収益	2,311,033,927
給 与 費	1,530,532,726	入院収益	1,448,033,030
材 料 費	523,207,836	外来収益	806,163,591
経 費	429,682,863	その他医業収益	56,837,306
減価償却費	111,336,044	健診収益	99,857,418
資産減耗費	1,642,950	健診収益	99,857,418
研究研修費	6,565,463	医業外収益	267,153,156
健診費用	63,929,392	他会計負担金	250,000,000
給 与 費	40,329,552	負担金交付金	3,000,000
材 料 費	4,100,638	その他医業外収益	14,153,156
経 費	13,408,341		
減価償却費	6,090,861		
医業外費用	40,965,046		
支払利息及び企			
業債取扱諸費	10,767,691		
繰延勘定償却	29,882,595		
医業外雑費	314,760		
当期純利益	△ 29,817,819		
合 計	2,678,044,501	合 計	2,678,044,501

平成22年9月30日

(3) 平成22年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,281,152,642	流動負債	1,994,182,153
有形固定資産	3,276,089,957	一時借入金	1,650,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	334,103,175
建物	5,323,027,338	医業未払金	311,327,982
構築物	296,438,161	その他未払金	22,775,193
器械備品	3,425,776,373	その他流動負債	10,078,978
車両	5,217,388	預り保証金	1,000,000
減価償却累計額	△ 6,899,078,548	仮受消費税	9,078,978
無形固定資産	3,562,685	資本金	1,088,925,328
電話加入権	3,562,685	自己資本金	510,318,431
投資	1,500,000	借入資本金	578,606,897
長期貸付金	1,500,000	企業債	578,606,897
流動資産	1,048,157,085	剰余金	1,341,558,403
現金預金	176,908,980	資本剰余金	4,495,755,772
現金	585,000	受贈財産評価額	169,801,214
預金	176,323,980	国庫補助金	102,949,000
未収金	794,034,776	他会計補助金	389,320,000
医業未収金	792,617,532	工事負担金	53,395,358
医業外未収金	1,417,244	寄附金	139,100,000
貯蔵品	23,330,703	補助金	16,190,200
薬品	17,206,059	他会計負担金	3,625,000,000
診療材料	6,124,644	欠損金	3,154,197,369
前払金	4,221,137	前年度未処理欠損金	3,154,197,369
前払金	4,221,137	当期純利益	△ 29,817,819
その他流動資産	49,661,489		
仮払消費税	49,661,489		
繰延勘定	65,538,338		
退職給与金	65,538,338		
退職給与金	65,538,338		
合 計	4,394,848,065	合 計	4,394,848,065

4. 平成21年度 伊勢市病院事業報告書

〔1〕概 況

（1）総括事項

平成21年度も、全国的な勤務医不足と看護師不足の状況が続くなか、地域医療は非常に厳しい状況が続きました。

当院におきましても、昨年度に策定した公立病院改革プランに基づき、病院運営を進めてまいりました。

平成21年度から病床数を一般病床285床、療養病床37床の合計322床と、97床縮小して病棟の再編と職員の再配置を行った他、院内保育所の開設、日本医療機能評価機構による病院機能評価の再認定、診療情報管理係の新設によるDPCの充実など、経営改善のための諸施策を実施したところです。

そのような中、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様に信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

本年度の病院利用状況につきましては、延べ入院患者数83,888人（1日平均230人）、延べ外来患者数158,628人（1日平均656人）、健診者数11,444人（1日平均41人）となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、830人の減少となり、外来患者数におきましても、7,220人の減少、健診者数におきましては、452人の増加となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金400,000千円を含み、事業収益5,975,385千円となり、支出におきましては、総支出額6,214,001千円となり、収支差引238,616千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

資本的収支におきましては、収入として、一般会計からの負担金100,000千円に対し、支出では資産購入費79,456千円、企業債元金の償還に127,821千円、投資として看護職員就職準備資金の1,500千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、サージカルドリルシステム（7,140千円）、麻酔ネットワークシステム（12,188千円）、関節鏡システム（8,400千円）、超音波診断装置（14,700千円）等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、208,777千円となり、収支差引108,777千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が31億5千余万円（前年度末未処理欠損金29億1千余万円）を有しておりますので、経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力するとともに、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療を確保してまいります。

平成 22 年度 上半期伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の業務状況

事業の概要

○総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって認知症の状態にある者に対して、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話をを行い、共同生活を通じて機能訓練を営む場として設置しました。

平成 22 年度 4 月 1 日からの入居者延人員は 9 名で、平成 22 年 9 月末現在 9 名の方が利用されております。

○経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が 19,720,360 円、費用は 20,084,455 円で費用が収益を上回り、差し引き 364,095 円の損失となりました。

収益は営業収益の 19,720,360 円のみで、その内訳はグループホーム使用料 4,945,200 円、介護報酬 14,775,160 円です。

費用も営業費用の 20,084,455 円のみで、その内訳は委託料が 19,309,000 円、減価償却費 771,135 円、その他営業費用 4,320 円です。

○上半期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）の営業内容（単位：人）

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	対前年比
入居者数	1 0	9	△ 1
退居者数	1	0	△ 1

平成22年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期4月～9月)

(1)収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	39,168,000	0	0	39,168,000	19,720,360	19,447,640	
第1項 営業収益	39,167,000	0	0	39,167,000	19,720,360	19,446,640	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計	39,168,000	0	0	39,168,000	19,720,360	19,447,640	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計				
第1款 グループホーム事業費用	41,245,000	0	0	0	0	41,245,000	0	41,245,000	20,084,455	0	21,160,545	
第1項 営業費用	41,210,000	0	0	0	0	41,210,000	0	41,210,000	20,084,455	0	21,125,545	
第2項 営業外費用	35,000	0	0	0	0	35,000	0	35,000	0	0	35,000	
合 計	41,245,000	0	0	0	0	41,245,000	0	41,245,000	20,084,455	0	21,160,545	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額						執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	0	0	0	3,195,000	0	3,195,000	2,394,000	801,000	
第1項 補助金	0	0	0	3,195,000	0	3,195,000	2,394,000	801,000	
合 計	0	0	0	3,195,000	0	3,195,000	2,394,000	801,000	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額	合 計		
第1款 資本的支出	1,889,000	0	0	1,889,000	3,550,000	0	5,439,000	2,394,000	0	0	0	3,045,000	
第1項 建設改良費	0	0	0	0	3,550,000	0	3,550,000	2,394,000	0	0	0	1,156,000	
第2項 企業償還金	1,889,000	0	0	1,889,000	0	0	1,889,000	0	0	0	0	1,889,000	
合 計	1,889,000	0	0	1,889,000	3,550,000	0	5,439,000	2,394,000	0	0	0	3,045,000	

損益計算書

自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	20,084,455	グループホーム事業営業収益	19,720,360
委託料	19,309,000	グループホーム使用料	4,945,200
減価償却費	771,135	介護報酬	14,775,160
その他営業費用	4,320	その他営業収益	0
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
支払利息	0	雑収益	0
雑支出	0		
当年度純損失	364,095		
合 計	19,720,360	合 計	19,720,360

貸借対照表

平成22年9月30日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	84,174,726	固定負債	0
有形固定資産	84,020,726	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
建物附属設備	2,394,000	一時借入金	0
構築物	610,050		
車両運搬具	692,945	(資本の部)	
工具・器具及び備品	10,186,470	資本金	11,888,369
減価償却累計額	△ 14,211,339	繰入資本金	10,000,000
無形固定資産	154,000	借入資本金	1,888,369
電話加入権	154,000		
流動資産	8,512,842	剰余金	80,799,199
現金預金	4,244,916	資本剰余金	83,476,015
未収金	4,267,926	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	50,399,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	△ 2,676,816
		前年度繰越利益剰余金	△ 2,312,721
		当年度純利益	△ 364,095
資 産 合 計	92,687,568	負 債 ・ 資 本 合 計	92,687,568

平成 21 年度決算の状況

[1]概 況

(1) 総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって認知症の状態にある者に対して、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話をを行い、共同生活を通じて機能訓練を営む場として設置しました。

平成 21 年度中の入居者延人員は 10 名で、期間中 1 名の退居、1 名の入居があり年度末現在 9 名の方（定員 9 名）が利用されております。

○営 業

本年度の営業は、次表のとおりでした。（単位：人）

区 分	グループホーム事業		
	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
入居者数	11	10	△1
退居者数	2	1	△1

○経 理

①収益的収支

本年度の収益は 38,572,427 円、費用は 39,577,986 円で、差引 1,005,559 円の純損失となりました。

収益の内訳は、グループホーム使用料 9,771,160 円、介護報酬 28,364,932 円、その他営業収益 436,335 円です。

費用は、営業費用が 39,514,534 円で、その内訳は委託料 37,800,000 円、減価償却費 1,693,974 円、その他営業費用 20,560 円、営業外費用は 63,452 円で、支払利息 59,952 円、雑支出 3,500 円です。

なお、消費税については、計上しておりません。

②資本的収支

費用は 1,858,631 円で、その内訳は企業債返還金です。

また、資本的収入において 3,195,000 円、資本的支出において 3,550,000 円を翌年度に繰越しました。

伊勢市告示第 96 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 12 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
名称 有限会社 きらく
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 夜間対応型訪問介護きらくえん伊勢
所在地 伊勢市藤里町 166 番地 10
- 3 指定の年月日
平成 22 年 12 月 1 日
- 4 サービスの種類
夜間対応型訪問介護

伊勢市選管告示第 71 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 22 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,183 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,189 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,377 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 109,130 人

伊勢市選管告示第 72 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定による、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成 22 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間
自 平成 21 年 11 月 1 日
至 平成 22 年 10 月 31 日
- 3 公表の時期 平成 22 年 12 月

伊勢市選管告示第 73 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成 22 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成 21 年 11 月 1 日

至 平成 22 年 10 月 31 日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成21年11月1日

至 平成22年10月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H21.12.10	神社港 43人	東京都渋谷区恵比寿1-1-3-6	第28条の3第1項
2	(株)アイヴィジット	三重県が実施する「がんばる商店街応援隊」派遣緊急雇用創出事業による消費者動向調査対象者抽出	H22.1.28	全地区 219人	東京都渋谷区代々木2-4-9	第28条の3第1項
3	(株)地域社会研究所	三重県が実施する「平成22年度一万人アンケート調査」対象者抽出	H22.2.1	全地区 995人	京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町2-2-8番地	第28条の3第1項
4	三重大学大学院工学研究科	平成22年2月29日の南米チリ地震津波に伴う地震津波時における県内沿岸住民の津波避難行動や津波に対する意識調査	H22.4.6	全地区 427人	津市栗真町屋町1-5-7-8番地	第28条の3第1項
5	(株)創建環境エンジニアーズ	三重県が実施する「一般廃棄物実態調査」対象者抽出	H22.4.23	全地区 500人	愛知県名古屋市熱田区沢上2-5-26	第28条の3第1項
6	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H22.5.12	大湊町 43人	東京都渋谷区恵比寿1-1-3-6	第28条の3第1項
7	(株)建設技術研究所中部支社	三重県が実施する「地球温暖化問題に関する県民アンケート」対象者抽出	H22.5.21	全地区 445人	愛知県名古屋市中区錦1-5-13	第28条の3第1項
8	(社)新情報センター	内閣府経済社会総合研究所が「消費動向調査(全国、月次)」対象者抽出	H22.5.25	勢田町 35人	東京都渋谷区恵比寿1-1-3-6	第28条の3第1項

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
9	(株)サーベイリサーチセンター名古屋事務所	三重県が実施する「三重県の観光戦略の策定に係る基礎調査」対象者抽出	H22. 6. 8	全地区 160人	名古屋市中村区名駅3-8-7	第28条の3第1項
10	(株)ジャパンインターナショナル総合研究所	三重県が実施する「ユニバーサルデザインに関する県民意識調査」対象者抽出	H22. 6. 15	全地区 218人	伊賀市柘植町10168-1	第28条の3第1項
11	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H22. 6. 18	神久5丁目 43人	東京都渋谷区恵比寿1-13-6	第28条の3第1項
12	(株)建設技術研究所中部支社	三重県が実施する「新エネルギーに関する県民アンケート」対象者抽出	H22. 8. 12	全地区 119人	愛知県名古屋市中区錦1-5-13	第28条の3第1項
13	(社)共同通信社	「政治・選挙に関する世論調査」対象者抽出	H22. 9. 22	有緝第2投票区 12人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
14	(株)地域社会研究所	三重県が実施する「防災に関する県民調査及び4県共同地震・津波県民意識調査」対象者抽出	H22. 10. 5	全地区 905人	京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町228番地	第28条の3第1項
15	名豊コンサルタント(株)	三重県が実施する「県民の生涯学習に関する県民意識調査」対象者抽出	H22. 10. 26	全地区 354人	名古屋市中区松原2-2-33	第28条の3第1項

伊勢市選挙管理委員会告示第74号

伊勢市明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成22年12月6日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 74 号

伊勢市明るい選挙推進協議会規程の一部を改正する規程

伊勢市明るい選挙推進協議会規程（平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「33 人」を「34 人」に改める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第 39 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 22 年 12 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 23 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
二見町荘、御菌町長屋の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 75 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 76 号

伊勢市協働の基本ルールを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市協働の基本ルール（中間案）を公表します。

なお、伊勢市協働の基本ルール（中間案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 22 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市協働の基本ルール（中間案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境生活部市民交流課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御薊総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- (21) 伊勢市社会福祉協議会本所
- (22) 伊勢市社会福祉協議会伊勢支所
- (23) 伊勢市社会福祉協議会二見支所
- (24) 伊勢市社会福祉協議会小俣支所

3 縦覧期間

自 平成 22 年 12 月 15 日（水）

至 平成 23 年 1 月 21 日（金）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害

關係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市環境生活部市民交流課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部市民交流課 伊勢市役所東庁舎 3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 市民交流課

ファクシミリ 0596-21-5549

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成23年1月21日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部市民交流課 電話 0596-21-5549

伊勢市公告第 77 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 11 第 1 項の規定により、農地利用集積円滑化事業規程を定めたいので、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 12 条の 15 の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 22 年 12 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧の開始の日

平成 22 年 12 月 10 日

2 縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

伊勢市公告第 78 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 12 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
小林 賢治	神社 475 番地 1 なみきハイツ 102	0048675
尾形 明	吹上 2 丁目 9 番 33 号	0693231
PHANCHON KULNAT	小俣町元町 1438 番地 2	2100822

伊勢市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月6日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	上田	修一

請 求 人 様

伊勢市監査委員 鈴木 一 博
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 上 田 修 一

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

平成 22 年 10 月 7 日付け、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市
氏 名 請 求 人

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 22 年 10 月 7 日である。

なお、提出された請求書に疑義が生じたため同年 10 月 14 日に補正についての通知を行い、同年 10 月 19 日に補正書が提出された。

3 請求の内容（原文のまま）

- (a) 海上アクセス事業にかかわる旅客ターミナル等用地の借地料について、伊勢市は「当該用地について鑑定評価を求め、その評価額に期待利子率を乗じて決定した。」と説明する。入手しうる資料からみると評価額は 18000 円/m²であり、期待利子率は鑑定士の意見書では 5 % である。意見書において、鑑定士はこれらより算定したものに貸し手必要経費（固定資産税相当額）を加算した借地料年額 1022 円/m²を具申している。市担当者はこれを採用し 1020 円/m²と決定している。

借地料が決定されたのは平成 19 年 4 月であるが、当時の伊勢市事務決裁規程によれば、海上アクセスに関することの決裁権者は「特に重要事項については市長、重要事項については副市長、軽易なものについては観光交通部長」とされている。したがって本件財務会計行為の責任は上記 3 者に帰属すると

みななければならない。

- また、監査の対象となるべき財務会計行為は借地料決定に至る諸過程の総体であるが、「当該用地の評価額決定」および「期待利子率の決定」に至る過程が主要な構成部分であるから、これら2つの過程における当該行為である。
- (b) これら決定の過程について「評価額の決定には客観的合理性が存在しないこと、その結果として社会通念上妥当でない過大な評価額が決定されていること」および「期待利子率の決定に客観的合理性がなく、恣意的に決定されていること」の2点を指摘しなければならない。またその結果、過大な借地料を決定するに至り、よって過剰な公金の支出をやむなくせしめ、市の利益を毀損する「違法な行為あるいは不当な行為」が存在したことは後述のごとく明らかである。
- (c) 鑑定評価書において鑑定士は3ヶ所の取り引き例と1ヶ所の公示価格を挙げこれらに準拠して鑑定評価を行っているが、ここに誤りが存在する。4ヶ所の例示はいずれも「堤防の内側に位置する(港区でない)土地」であって、当該用地のごとく「堤防の外に位置し、出水や高潮津波などの災害から防御されていない(港区に存在する)土地」ではない。

法令上の用途指定についてみると、当該用地は港湾法により特殊物資港区に都市計画法により工業専用地域に指定されている。港湾法が都市計画法に優先することにより、特殊物資港区としての行政条件が優先する。特殊物資港区とは、港湾法39条(1)-2において「石炭・鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域」と規定されており、また県条例によってもきびしく構築物規制を受けている土地である。すなわち、当該用地は「きわめて特殊な土地」であって(港区でない)宅地ならびに雑種地と同等視できないことは明白である。また、この周辺において「同港区に指定された唯一の私有地である」ことも特異である。

この差異からするならば鑑定評価書P.5でいうところの環境(自然)条件および行政条件を同等となし得ないことは歴然としている。また同書P.4のごとく「例示4例が対象不動産と代替関係にある。」とは到底いえないことも歴然としている。市担当者は、当該用地の評価額決定にあたって同書におけるこの誤りを故意に看過し同書結論を無批判かつ機械的に採用しているといわざるを得ない。この行為は、同書を評価額決定の粉飾手段としてのみ利用した行為であり、過大な評価額を決定するに至ったことにより背任に相当する。

鑑定評価にあたって鑑定士は同書別表2のごとく期待収益還元法を用いて評価をおこなっている。付言で述べるようにここにも欠陥は指摘できるが、当該用地をアクセス事業という経済活動に利用しようとする場合、不動産にかかわる市場原理の趨勢からみて比準法に比べて合理的である。比準法をとらなければ精度の高さが期待できないというならば、「堤防の外に位置する土

地」の取り引き例に準拠すべきは当然であり、宇治山田港域に存在する船舶関連業用地の取り引き例は僅少であるにせよ存在することも現実であるから、これらを例示する以外に客観的合理性のある手法はありえない。

同書 P. 6 の記述はすべて上述の差異を認識しない立場からのものであって妥当でないことはいうまでもない。

- (d) ついで期待利子率であるが、鑑定士は長期賃貸借契約の場合 3% ~ 6% をあげ借り手優先との市場動向を示している。市からの依頼は 3 ヶ年の短期契約についての意見具申であったが、なんら根拠なく 5% との見解を示し、ついで必要経費を試算しこれを加算した結果 1022 円/m² の借地料を決定している。驚くべきことに、市担当者はこの意見書を詳細に検討活用することなく結論である 1022 円を 1020 円に変更のうえ機械的に採用している。

市の利益を考慮するならば、具申された意見および示唆を参考に貸し手との交渉が行われてしかるべきと考えるのは当然の帰結である。しかし、そのような経過があったと窺える資料は存在していない。また、5% という数値を絶対視すべき根拠はどこにも存在しない。意見書をどのように読んでもこの数値の合理性は説明されていない。意見具申を求めておきながら「採るべき意見をとらず、批判的にとるべき数値を無批判に採用する」市担当者の行為に思考停止ここにきわまれりの感が否めないのはわれわれだけではないのではないか。いずれにしても、恣意をもって意見書を粉飾の手段としてのみ利用し、結果として過大な借地料の決定に至った行為は背任に相当する。

- (e) 以上から「当該用地の評価額決定には客観的合理性がなく、故意をもって社会的通念をはるかにうわまわる過大な評価が行われていること」「期待利子率の決定にも客観的合理性はなく恣意をもって決定されていること」は明らかである。ここでいう「故意をもって」あるいは「恣意をもって」とは「鑑定評価書を詳細に検討せず、故意にその誤りを看過したこと」および「意見書を批判的に検討せず、恣意的に結論のみを機械的形式的に採ったこと」を意味する。いずれにしても「鑑定評価や意見具申を決定過程の粉飾にのみ利用し、結果として市に損害を与えた背任行為」であることは歴然としている。

貴委員会におかれては、以上主張するところに立ち、本件について厳正な監査を行われるよう請求する。また、地方自治法 242 条(1)の規定に従い、現行借地料に代わるべき適正な借地料を決定するに必要な・・・市の当該部局に命ずるなどの・・・措置をとられるとともに、違法な公金の支出によって市がこうむった損害を補填するために必要な・・・市長に対して賠償請求を勧告するなどの・・・措置をとられるよう請求する。

4 監査請求の趣旨

伊勢市職員措置請求書・事実証明書及び補正書(以下「本件監査請求」という。)に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案して本件監査請求の趣旨を次のとおり理解した。

(1) 海上アクセス推進事業に係る旅客ターミナル用地(以下「ターミナル用地」という。)の不動産鑑定評価書(以下「本件鑑定書」という。)について、本件鑑定書で採用された3ヶ所の取引事例地及び地価公示地(県地価調査基準地)とターミナル用地とは環境条件、行政条件が等しくないにもかかわらず、同等とみなし評価しているが、この評価額の決定には客観的合理性が存在せず、結果として社会通念上妥当でない過大な評価額が決定されている。

(2) 意見書に記載されている借地料算定における期待利回りについては、なんら根拠もなく5%と決定し、客観的合理性がない。

(3) 市は、本件鑑定書について詳細に検討せず、故意にその誤りを看過している。また、意見書についても批判的に検討せず、恣意的に結論のみを機械的形式的に採用している。

以上のことから、ターミナル用地について過大な借地料が決定され、過剰な公金が支出されたことは、市の利益を毀損する違法又は不当な行為が存在し、結果として市に損害を与えている。

よって、本件監査請求は、違法又は不当な契約の締結と公金の支出があったものとして、適正な借地料への契約是正と平成19年4月当時の伊勢市長、同副市長、同観光交通部長に対して伊勢市長が損害賠償請求を勧告するなどの措置を講ずることを求める。

5 請求の要件審査

本件監査請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 本件監査請求期間の徒過について

(2) ターミナル用地の土地賃貸借契約(以下「本件契約」という。)は、違法又は不当な契約の締結にあたるか否か、また、借地料は、違法又は不当な公金の支出にあたるか否かについて

2 監査の対象部局

都市整備部を監査対象部局とし、法第199条第8項の規定に基づき、平成22年11月8日に関係職員の事情聴取を実施した。

また、平成22年10月28日付けで株式会社三交不動産鑑定所(以下「本件鑑定業者」という。)に対して、文書照会による調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 22 年 11 月 5 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、その際、新たな証拠書類の提出はなく、請求人は、予め作成した「陳述書（意見陳述に際して）」に基づき説明を行った。

第 3 事実関係の確認及び監査委員の判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び監査委員の判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) ターミナル用地の概要について

所在	番地	地目	地積 (m ²)
伊勢市下野町字徳田新田	653 番 1	雑種地	8,872
同	653 番 2	雑種地	3,200
合 計			12,072

(2) 本件契約及び公金の支出について

ア 土地賃貸借契約の締結

(ア) 平成 19 年 8 月 1 日（同年 8 月 1 日から同年 10 月 10 日まで泊地の浚渫土置場として使用するため）付けで、借地料月額 1,026,120 円の土地賃貸借契約書を締結。

(イ) 平成 19 年 10 月 1 日付けで、借地料年額 12,313,440 円の土地賃貸借契約書を締結。

(ウ) 平成 21 年 3 月 6 日付けで、平成 21 年度分借地料を半額とする土地賃貸借に関する覚書を締結。

イ 公金の支出

No	内容	支出負担行為年月日	支払年月日	支払額
		支出命令年月日		
1	平成19年8月分～平成19年9月分 海上アクセスに伴う土地賃借料 (泊地の浚渫土置場として使用)	平成19年 8 月 1 日	平成19年11月26日	2,052,240円
		平成19年11月13日		
2	平成19年10月分～平成20年3月分 ターミナル用地土地賃借料	平成19年10月 1 日	平成20年 5 月 2 日	6,156,720円
		平成20年 4 月24日		
3	平成20年度分ターミナル用地土地賃借料	平成20年 4 月 1 日	平成20年 8 月18日	12,313,440円
		平成20年 8 月 6 日		
4	平成21年度分ターミナル用地土地賃借料	平成21年 4 月 1 日	平成21年 9 月 1 日	6,156,720円
		平成21年 8 月 4 日		
5	平成22年度分ターミナル用地土地賃借料	平成22年 4 月 1 日	平成22年 6 月30日	12,313,440円
		平成22年 4 月22日		
合 計				38,992,560円

No 1 については、平成 19 年 8 月 1 日付けで 2,383,240 円の支出負担行為を行い、No 2 の土地賃貸借契約書締結に伴い、同年 10 月 1 日付けで支出負担行為額を 2,052,240 円に変更している。

(3) ターミナル用地の選定の経緯について

- ア 平成18年10月3日にA株式会社より事業進出の意向が施設整備の要望とともに示されたことに伴い、棧橋、ターミナル建屋、駐車場の整備できる敷地を条件に具体的な敷地の検討に入る。
- イ 平成18年10月4日に伊勢建設事務所建築開発室へ馬瀬排水機場隣接地で計画した場合の都市計画法上の手続き等について確認を行う。
- ウ 平成18年10月10日に馬瀬排水機場隣接地の民地が利用可能か、管理者へ相談・交渉を行う。棧橋は、水面側の公共埠頭に設置し、建屋及び駐車場は堤防管理用道路を挟んだ民地となることから、利用者の安全確保と道路利用者への影響が課題となる。
- エ 平成18年10月16日に三重県港湾海岸室にて馬瀬排水機場隣接地で計画することについて相談したが、公共埠頭は民間に占用許可を出していること、岸壁は補助金で整備されていることから、棧橋をつけることが課題となる。
- オ 平成18年11月16日に有限会社B所有地の資材置き場（現在のターミナル用地）について用地買収の交渉を行い、同年11月21日に資材置き場の約半分なら貸してもよいと返事をもらう。「棧橋・建屋・駐車場が一体で整備可能なこと」、「周辺に民家がないこと」、「幅員の広い道路が近くにありバスの乗り入れも比較的容易であること」から、馬瀬排水機場隣接地より有利と判断し、今後も買収の方向で交渉を行いたい旨を伝える。
- カ 平成19年2月1日に用地買収交渉を行うが、借地を強く求められる。
- キ 平成19年2月15日に用地買収交渉を行い、買収には応じられないとして借地の了解を得る。
- ク 平成19年2月16日の産業建設委員協議会において、ターミナル用地を現ターミナル用地の約7,000㎡を借地で整備し、今後不動産鑑定評価等を元に協議を進めたいと報告する。また、3月1日発行の広報いせ3月号で第2駐車場の借地の公募を行う旨報告する。
- ケ 平成19年4月11日付けで土地賃貸借基本合意書を締結する。
- コ 平成19年4月18日に土地賃貸借基本合意に基づき、具体的項目について用地交渉を行う。
- サ 平成19年5月9日に地権者から全筆（12,072㎡）使用してもよい旨の確認を取る。また、6月議会で借地料も合わせて報告することについて了解を得る。
- シ 平成19年6月8日の産業建設委員協議会において、全筆（2筆）借りることができ、一体的に整備することを報告・協議する。

(4) ターミナル用地を適地と判断した理由について

平成19年2月16日の産業建設委員協議会において、海上アクセス事業実施に伴

うターミナル予定地について以下のとおり報告を行った。

- ア 宇治山田港の公共埠頭の近隣にあり、都市計画法において臨港地区の位置づけがあり、旅客ターミナル等の旅客施設や道路、駐車場等の臨港交通施設などの港湾施設の設置を目的とする土地であること。
- イ 計画面積を約7,000㎡取ることができることによりまとまった駐車台数が確保でき、タクシーやバスの待機場及びロータリー等の設置が可能なこと。
- ウ 旅客ターミナルと係留施設の距離が近くに設置できること。
- エ 幅員の広い道路と接続できることから陸上の交通アクセスが良いこと。
- オ 他の港湾のようにコンクリートの岸壁で囲まれるのではなく、五十鈴川、勢田川の河口で干潟があり、朝熊山鷲嶺等の山々も見えて非常に景観がよいこと。
- カ 周囲に民家がないこと。

(5) 不動産鑑定評価書及び意見書の取得手続きについて

不動産鑑定評価書及び意見書(以下「本件鑑定書等」という。)の依頼から検収に至る経緯は以下のとおりである。

市は、本件鑑定依頼物件「伊勢市下野町字徳田新田 653 番 1 及び 653 番 2」(以下「依頼物件」という。)について、本件鑑定業者は法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するほか、当該地域で土地鑑定の実績があるとの特命理由により平成 19 年 1 月 17 日付けで本件鑑定書の見積書を徴取し、同月 19 日随意契約により請書を締結し、同年 4 月 20 日に本件鑑定書を検収した。なお、手数料は 152,250 円であった。

また、依頼物件について、同年 3 月 12 日付けで意見書の見積書を徴取し、同日随意契約により請書を締結し、同年 4 月 20 日に意見書を検収した。なお、手数料は 42,000 円であった。

(6) 関係部局の説明について

関係部局は、以下のとおり説明している。

ア 本件鑑定書等の価格を採用した理由について

公共事業に伴う用地費の算定については、適正な価格が求められるため伊勢市だけでなく、国、県、他市町のほとんどの行政において不動産鑑定業者に依頼し用地単価を決定している。

当市における賃貸借価格は、鑑定評価書に関連する意見書の具申額を通常そのまま採用している。

また、会計検査院の検査においても、土地価格決定根拠として、不動産鑑定士(以下「鑑定士」という。)による鑑定評価をもって説明している。

さらに、鑑定作業は、鑑定士の責任において、最近における取引事例を資料として採用しており、今回のケースの場合でも当市から取引事例を指図したことはなく、恣意的にもっていくこともしていない。適正な価格を

出す手順で提出された本件鑑定書等を尊重したとしている。

イ 期待利回りの決定について

期待利回りの決定については、鑑定士により不動産の鑑定評価額を決定し、これに基づき意見書により期待利回りの査定を行い、借地料の評価額を決定していることから適正であると認識している。

なお、期待利回り5%の根拠としては公共事業における土地等の使用に係る補償額を参考とし、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会理事会決定）（以下「用対連細則」という。）第11には、「近傍類地に賃借り事例がないときは宅地、宅地見込地及び農地については、正常な価格の6%、林地及びその他の土地については5%を標準とする」旨が定められているため、5%と判断したと聞いている。

また、市が意見書で3年間の短期賃貸借契約を締結する場合の新規地代を求めたにもかかわらず、5%の見解を示したことについては、意見書4頁4評価（2）の期待利回りの査定で「本評価の期待利回りの査定にあたっては、評価対象地の最有効使用の観点から、借地期間10年から20年の事業用定期借地権を新規設定する場合の利回りが参考となる。事業用定期借地権の新規設定事例の純収益利回り（支払賃料に一時金の運用益を加算した実質賃料から、土地の公租公課などの必要経費を控除した額を更地価格で除した率）をみると、3%から6%と相当ばらつきが認められる。一般的に事業用借地権の設定に際しては、借主側の支払負担能力と、事業経営方針が優先される傾向が認められ、個別性が強いと判断される。本件は以上の定期借地権の設定とは違い、保証金の支払がない、短期の賃貸借における利回りを査定するものであるが、上記定期借地権での純収益利回りを参考に、当該評価条件における期待利回りを5%と査定した」と具申されている。

このようなことから、期待利回りは意見書に基づき決定しているため、今回具申された意見を参考にし、貸し手との交渉は行っていないし、通常そのような交渉は行っていない。

したがって、5%という数値については、鑑定士の見解であり、意見書が適正であると判断した。

ウ 地権者との借地料の協議について

借地料は、意見書の単価に基づき地権者と交渉し決定したが、その際、1㎡あたり月額85円以下とする交渉は行っていない。また、地権者が当時第三者に賃貸していた状況から、1㎡あたり月額100円以上との要求がなされている。

エ 借地単価の決定について

ターミナル用地を借地するにあたり地権者と交渉するため、本件鑑定書等に基づき借地単価を決定したい旨、平成19年4月25日付けで部長決裁

を得ている。これは、借地料については通常、鑑定評価に基づき決定していることから特に協議は行っていないこと、土地鑑定の資格を持った不動産鑑定業者に依頼し、用地価格を決定していることから適正な価格であると判断している。

なお、起案文書には、「借地単価は1㎡あたり年額1,020円、借地面積は依頼物件12,072㎡の内7,000㎡で、算出根拠は土地鑑定評価意見書を参考」と記されている。

また、意見書で1㎡あたりの評価額を1,022円と具申されているところ、1,020円に変更したことについては、意見書を検討活用して借地料を決定し、1㎡あたり月額85円としたことから、1㎡あたりの年額を1,020円にしたとしている。

オ 意見書の評価条件にある契約期間について

本件契約期間が10年契約であるにもかかわらず意見書の評価条件にある契約期間を3年で意見具申を求めた理由については、賃料の算定で、比較的、一般的な期間として3年としている。

カ 特殊物資港区について

本市の特殊物資港区は、公共埠頭（下野町）とターミナル用地（下野町）の2ヶ所だけであり、今一色港は漁港区となっている。

また、ターミナル用地の現況については、雑種地（資材置き場）として認識している。

キ ターミナル用地と取引事例地における環境条件及び行政条件について

ターミナル用地と取引事例地の環境条件及び行政条件は同等であり、対象不動産と代替関係にあると認識している。

ク 「堤防の外に位置し、出水や高潮津波などの災害から防御されていない（港区に存在する）土地」について

堤防外に位置する土地と認識している。また、「出水や高潮津波などの災害から防御されていない」という法令上で位置付けられているものではないとしている。

ケ ターミナル用地の固定資産税評価額等の資料の提出について

ターミナル用地近傍地の固定資産税標準宅地の鑑定評価書と平成19年及び平成22年に撮影された航空写真及び登記簿謄本の写し、固定資産税の路線価図が提出された。

なお、固定資産税評価額及び公租公課については、地方税法第22条に抵触するため、資料の提出はできないと回答している。

(7) 関係人の説明について

本件鑑定書等について本件鑑定業者の鑑定士に内容確認した回答の要旨は以下のとおりである。

ア 特殊物資港区の鑑定評価について

臨港地区「特殊物資港区」の鑑定評価の方法については、平成 14 年 7 月 3 日に全部改正された国土交通省が定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（以下「基準等」という。）では、臨港地区「特殊物資港区」ということでは、特別に評価基準は定めていないので、一般的な更地の鑑定評価手法に基づき評価を行った。

また、標準画地との行政条件の格差を同等としたのは、標準画地を対象不動産と同じ行政条件の場所と想定したためとしている。

イ 堤防の外に位置する土地について

ターミナル用地は「堤防の外に位置する土地」であるが、堤防の内と外で鑑定評価が左右されるか否かについては、取引事例や地価調査地との地域比較において、街路条件や環境条件を通じて地域格差として反映し、価格を考慮している。

また、鑑定評価当時の他の取引事例の有無については、その当時「堤防の外に位置する土地」の売買事例は見当たらなかったとしている。

ウ 地域要因格差への反映について

対象不動産と代替関係にある事例を採用し、比準価格を決定しているが、鑑定評価当時の状況は、擁壁等の施行がされていない状態であったと思料されることから、その点を補正又は地域要因格差にどのように反映したかについては、標準画地を対象不動産と同様な状態を所与として想定し、そして事例からの地域要因格差において周辺の状態としての格差をとおし総合的に反映させたとしている。

エ 収益還元法を採用した理由について

収益還元法を採用した理由については、基準等において、収益還元法を一般的に市場性を有しない不動産以外のものにはすべて適用すべきものであるとされているためとしている。

オ 比準価格と収益価格との開差について

比準価格と収益価格との間で倍の開差があるが、平均的な開差といえるかについては、比準価格と収益価格の開差はさまざまであり、都会の高度利用が主体の地域では開差は小さく、地方都市の賃貸市場の熟成していない地域では開差が大きいことから、平均的と言うよりは、長年の鑑定経験からは妥当な範囲内であると判断したとしている。

カ 環境条件及び行政条件について

環境条件及び行政条件で規定されるものについては、国土交通省監修の土地価格比準表においては、環境条件や行政的条件については、地域の用途的な種別（住宅地域、商業地域、工業地域など）により区分されるとともに、地域や個別要因のほか各条件についても項目・細項目に細分化されている。当案件においては、周辺の状態による項目が最も適切であり、格

差を反映できるものと判断して当該項目のみを採用したとしている。

キ 借地契約期間について

意見書は評価条件として借地契約期間を3年としているが、期待利回りの査定で借地期間10年～20年の事業用定期借地権を新規設定する場合の利回りを参考とした理由について確認したところ、賃料や利回りは企業等の重要秘密事項となっており、公開されず、資料として入手が困難であるのが実情である。そのような状況の中、平成4年から施行された定期借地権については、その普及目的もあって比較的利回り等の資料も入手できるため、設定期間的な違いはあるものの、あくまで参考としたとしている。

ク 期待利回りを5%とした理由について

意見書には「本件は定期借地権の設定とは違い、保証金などの一時金の支払いがない、短期の賃貸借における利回りを査定するものであるが定期借地権での純利益利回りを参考に、期待利回りを5%とした。」と記載されているが、さらに詳細な理由については、類似の賃貸事例がないため、公共事業における土地等の使用に係る利回りを拠り所とした。用対連細則第11には宅地、宅地見込地及び農地については6%、林地その他の土地については5%を基準とする旨定められているため、最終的に5%と判断したとしている。

また、土地の賃貸借期間の長短による期待利回りについては、期待利回りは複雑な要因から成り立っていると同時に、地方別、用途的地域別、品等別等によって異なる傾向をもつとされている。金融資産の利回りに不動産の個別性を加味して求める方法では、債権等の金融資産の利回りをもとに、対象不動産の投資対象としての危険性、非流動性、管理の困難性、資産としての安全性等の個別性を加味するとされている。長期的になるほど国債等の金融資産の利率は高く、また危険性、非流動性、管理の困難性も増すと思われる。したがって、優良投資物件は別にして、長期になるほど期待利回りは高くなるのが一般的だと判断したとしている。

(8) 本件鑑定書等の内容(抜粋)

本件鑑定書等におけるターミナル用地の評価内容は、以下のとおりである。

ア 鑑定評価書

(ア) 鑑定評価の基本的事項

鑑定評価の価格時点は平成19年4月1日で、依頼目的及び価格の種類は、賃料を算定する際の価格の参考とするための正常価格を求めるとしている。また、本件鑑定書の条件として対象不動産上には、建物・立木等の地上物件並びに所有権以外の諸権利の付着しない更地として鑑定評価している。なお、不動産鑑定評価基準では、正常価格とは「市場性を有する不動産について、現実の社会情勢の下で合理的と考えられる条件

を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格をいう」とある。

(イ) 近隣地域（地域分析）及び対象不動産（個別分析）の状況

近隣地域は宇治山田港内の工業地域で、その範囲は対象不動産を自体としている。環境条件として自然的環境は、日照、通風等の条件は普通程度、地勢・地盤等はやや劣り、行政条件として、非線引都市計画区域、工業用地域、建ぺい率 60%、容積率 200%、臨港地区「特殊物資港区」としている。また、標準的使用は資材置き場であり、特段の要因変動も見当たらず、当分の間現状のまま推移するものと予測している。また、対象不動産の画地条件は、地積は 12,072 m²で標準的とし、形状等は台形、接面街路との状況はほぼ等高接面、現況は雑種地（資材置き場）としている。

(ウ) 最有効使用の判定

地域分析・個別分析を通じて、現況の利用状況をもって最有効使用と判定している。

(エ) 評価

本件土地の評価にあたり、幅員約 4 m の市道に接する面積 10,000 m² の長方形地を近隣地域内の標準画地と設定し、その標準画地の価格（以下「標準価格」という。）を、地価公示地（県地価調査基準地）から求めた規準価格及び取引事例比較法により求めた比準価格及び収益還元法により求めた収益価格から総合して標準価格を 1 m²あたり 18,000 円と決定している。

上記で設定した標準画地と対象不動産間とで個別的要因の比較検討を行って格差なしとして対象不動産の価格を 1 m²あたりの単価 18,000 円、総額 217,000,000 円としている。

(オ) 鑑定評価額の決定

以上の手順で求めた価格について、再度試算価格を吟味するとともに、本件鑑定業者の過去の実績等を照らし合わせ、不動産需給の状況や近隣地域及び対象不動産の状況等を総合的に勘案考量した結果、妥当と判断し鑑定価格を 1 m²あたり 18,000 円と決定している。

イ 意見書

(ア) 評価の基本的事項及び評価方法

評価額の価格時点は平成 19 年 4 月 1 日で、本評価の条件として、短期賃貸借契約を締結するための正常賃料（新規地代）を求めるものであり、積算法を適用して得た、積算賃料をもって意見評価額を決定したとしている。また、不動産鑑定評価基準では、積算法とは「価格時点における基礎価格を求め、これに期待利回りを乗じて得た額に必要な諸経費を加算して試算賃料を求める手法」としている。なお、契約期間は 3 年、保証

金の設定はなしとしている。

(イ) 対象不動産の状況及び最有効使用の判定

本件土地の賃料の評価にあたり、前記アで記した状況から、画地条件は地積を 7,000 m²、規模普通とし形状はほぼ整形、現況は雑種地としている。その最有効使用を低層港湾の施設用地と判定している。

(ウ) 対象地の価格

評価対象地の価格は、アで決定した標準価格 1 m²あたり 18,000 円を評価対象地に適用して、更地価格を 126,000,000 円と査定している。

(エ) 期待利回りの査定

本件評価の期待利回りの査定に当たっては、評価対象地の最有効利用の観点から、借地期間 10 年～20 年の事業用定期借地権を新規設定する場合の期待利回りを参考としている。事業用定期借地権の新規設定事例の純収益利回り(支払賃料に一時金の運営益を加算した実質賃料から、土地の公租公課などの必要経費を控除した額を更地価格で除した率)は、3%～6%程度と相当ばらつきが認められる。一般的に事業用借地権の設定に際しては、借主側の支払負担能力と事業経営方針が優先される傾向が認められ、個別性が強いと判断される。本件は、定期借地権の設定とは違い、保証金等の一時金の支払いがなく、短期の賃貸借における利回りを査定するものであるが、上記定期借地権の純利益利回りを参考に、当該評価条件における期待利回りを 5%と査定している。

(オ) 積算賃料の試算と評価額の決定

価格時点における基礎価格に期待利回り 5%を乗じて得た額に必要経費を加え、年額支払賃料を 7,156,800 円、1 m²あたり 1,022 円と査定し、検証の上同額を評価額として決定したとしている。

2 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、都市整備部及び本件鑑定業者の鑑定士の説明を総合して、次のとおり判断する。

(1) 本件監査請求期間の徒過について

請求人は、監査請求の対象を「借地料決定の諸過程」であるとして本件契約の締結から現在に至る借地料の支出までの一連の行為としており、このような場合には、切り離せない一体のものであるから、監査請求期間の制限は適用されないと主張していることについて判断する。

ア 監査請求期間について

法第 242 条第 1 項は「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行

為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されており、また、同条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

なお、怠る事実については、違法・不当な財務会計行為を原因とする請求権の行使を怠る事実を対象とする場合は、1年の期間制限を受けるものとされている。

そして、当該行為のあつた日とは、一時的行為のあつた日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日をそれぞれ意味するのが相当であり、賃貸借契約の締結行為は一時的行為であるから、これを対象とする監査請求においては、契約締結の日を基準として、上記規定を適用すべきであるとしている。(最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決、平成10年(行ツ)86号)

また、公金の支出は、具体的には、支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)及び支出命令がされた上で、支出(狭義の支出)がされることによって行われるものである(法232条の3、232条の4第1項)。

これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。

これらの行為は上記のとおり互いに独立した一時的行為であるから、これらの行為を対象とする監査請求の期間は、それぞれの行為のあつた日を基準に判断すべきである(最高裁平成14年7月16日第三小法廷判決、最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決、平成10年(行ツ)86号)。

これを本件についてみると、本件監査請求は平成22年10月7日に提出され、本件契約の締結は平成19年8月1日、平成19年10月1日及び平成21年3月6日であり、平成22年6月30日の支出を除く各借地料支出日は平成19年11月26日、平成20年5月2日、平成20年8月18日及び平成21年9月1日であり、当該行為のあつた日から1年以上を経過している。

本件監査請求は、契約という財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であつて無効であるからこそ発生する実体

法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものであるから、1年の期間制限を受けるものというべきである。

したがって、本件監査請求のうち本件契約の締結に関する部分及び平成21年9月1日までの借地料の支出に関する部分については、法242条2項ただし書が定める「正当な理由」がなければ不適法となる。

イ 正当な理由の有無について

「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求を行ったかどうかによって判断すべきであると解するのが相当である。(最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決、平成10年(行ツ)69号)

「相当の注意力」とは、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知り得る情報等だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民なら誰でもいつでも閲覧等できる情報等(市議会の会議録等)については、それが閲覧等できる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力を持って調査すれば知ることができると評価するのが相当である。すなわち、住民がなすべき「相当の注意力」をもってする調査は、住民であれば誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、住民の方で積極的に調査することを当然の前提としているものと解すべきである。

また、「相当な期間」とは、最高裁平成14年9月12日の判決が、住民が知ることができた時(具体的には、報道がなされた時)から66日後に監査請求がなされたのであれば、「相当な期間」内に監査請求がなされたといえ、84日後になされたものであれば、「相当な期間」内に監査請求がなされたとはいえない旨判示していることにかんがみれば、「相当な期間」とは、特段の事情のない限り、概ね2か月半程度の期間をいうものと解するのが相当である。(神戸地裁平成16年11月9日判決、平成15年(行ウ)第23号)

そこで、本件監査請求について「正当な理由」が認められるか否かについてみると、平成19年2月28日の平成19年3月議会定例会会議録によれば「海上アクセス推進事業用地賃借料」について債務負担行為を設定する旨の市長発言が記録されている。市議会定例会は公開されており、誰でも傍聴が可能である。

また、平成20年3月3日の市議会定例会会議録によれば、ターミナル用地の借地料について質疑がなされ、平成20年4月15日には施設が完成していたこと等から判断すれば、多数の住民が相当の注意力をもってすれば本件契約の存在や借地料の支出及びそれらの問題点を平成20年4月頃までには客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計上の

行為の存在及び内容を知ることができたと認められるから、平成 19 年 8 月 1 日及び平成 19 年 10 月 1 日の契約並びに平成 19 年 11 月 26 日の支出について相当な期間内に監査請求をしているとはいえない。また、それ以降の契約や支出についても、その時期にはなされていなかったが、契約や支出から 1 年を経過したことに正当な理由がないことは明らかである。

したがって、平成 19 年 8 月 1 日、平成 19 年 10 月 1 日及び平成 21 年 3 月 6 日の本件各契約の締結並びに平成 19 年 11 月 26 日、平成 20 年 5 月 2 日、平成 20 年 8 月 18 日及び平成 21 年 9 月 1 日の各借地料の支出に関する監査請求については、いずれも監査請求期間を徒過したことについて正当な理由が認められない。

(2) 本件契約は、違法又は不当な契約の締結にあたるか否か、また、借地料は、違法又は不当な公金の支出にあたるか否かについて

ア 本件契約は、違法又は不当な契約の締結にあたるか否かについて

(ア) 評価額の決定に客観的合理性があるのか否かについて

請求人は、ターミナル用地は「堤防の外に位置し、出水や高潮津波などの災害から防御されていない(港区に存在する)土地」であり、また港湾法による臨港地区内の特殊物資港区としての行政条件があるため、本鑑定で採用された 3 事例の取引事例地及び地価公示地(県地価調査基準地)は「堤防の内側に位置する(港区でない)土地」であるから環境条件、行政条件はいずれも同等とはなし得ない。そのため、評価額の決定は客観的合理性が存在せず、結果、社会通念上妥当でない過大な評価額が決定されていると主張していることについて次のとおり判断する。

本件鑑定業者の鑑定士は、堤防の内と外で鑑定評価が左右されるか否か及び他の取引事例の有無については、取引事例や地価調査地との地域比較において、街路条件や環境条件を通じて地域格差として反映し、価格を考慮している。また、その当時「堤防の外に位置する土地」の売買事例は見当たらなかった。そして、不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項では、臨港地区「特殊物資港区」ということでは、特別に評価基準を定めていないため、一般的な更地の鑑定評価手法に基づき評価を行ったとしている。

上記鑑定士の回答内容について、請求人より提出された事実証明書の発行番号三交鑑第 2007-047 号発行日付平成 19 年 4 月 20 日の本件鑑定書の内容により確認を行った。本件鑑定書では、当該不動産の近隣地域の状況(地域分析)において「近隣地域は宇治山田港内の工業地域であり、その範囲は対象不動産を自体と判定した。」とし、評価額を求める際には、この近隣地域の状況から標準画地を設定している。設定した標準画地と、3 事例の各比準地との格差を求めたうえで、それぞれの比準地に基づい

た推定標準価格を算出し、3事例の推定標準価格のほぼ中庸地である1㎡あたり19,000円を比準価格と決定している。この決定の過程で、地域要因格差として標準画地の環境条件がそれぞれの比準地に対して100/130、100/130、100/150と設定し、推定標準価格に反映されている。地価公示地（県地価調査規準地）から求めた規準価格についても、比準地と同様の手順で規準価格が算出され同様に環境条件に関する格差100/120が反映されている。請求人は3ヶ所の取引事例地及び地価公示地（県地価調査基準地）と対象不動産とは環境条件、行政条件は同等とはなし得ないと主張するが、本件鑑定書では標準画地を対象不動産自体として設定し、環境条件については上記のような格差を設けていると認められる。

次に、行政条件については、本件鑑定書では、対象不動産と各比準地や規準地とで同等としている。請求人は、対象不動産は港湾法で特殊物資港区に指定されており、「きわめて特殊な土地」であって宅地や雑種地と同等視できないことは明白であると主張するが、その有用性についてみれば、例えば本件のような海上交通の旅客ターミナル用地や海上運搬用の荷物の保管用地としてみれば極めて稀少性が高いこともまた明らかである。本件鑑定書は特殊物資港区であることを踏まえて総合的に行政的条件を同等と判断したのであって、そのことに合理性がないとはいえない。

本件鑑定価格1㎡あたり18,000円の妥当性について、ターミナル用地の近隣地である固定資産税標準宅地の平成20年1月1日現在の固定資産評価調書との比較において検討した内容は次のとおりである。（固定資産の価格とは、「正常な時価をいう。」とされている。（地方税法第341条第5号））

- a 標準宅地番号 5005
- b 所在及び地番 伊勢市下野町字風宮 654 番 208
- c 地籍 3,305.00 ㎡
- d 鑑定評価額 19,200 円/㎡

上記土地はターミナル用地から住宅地図上 350m程西に位置しており、堤防の内にある工業地域内の土地である。また、価格時点は、ターミナル用地の鑑定から9ヶ月経過した鑑定評価である。

この鑑定において平成19年7月時点の基準地（伊勢9-1）より時点修正率0.5%下落修正しており、平成19年7月時点は1㎡あたり19,300円の価格である。

なお、この、鑑定を行った鑑定士は本件鑑定業者ではない。

上記により、本件鑑定評価額1㎡あたり18,000円は近隣地である固定資産税標準宅地評価額1㎡あたり19,200円を下回っている。

以上からすると評価額の決定に客観的合理性がないとはいえない。

(イ) 期待利回りの決定に客観的合理性があるのか否かについて

請求人は、意見書に記載されている借地料算定における期待利回りについて、賃貸借契約の場合 3% ~ 6% をあげ借り手優先との市場動向を示しており、市からの依頼は 3 年間の短期契約についての意見具申であったが、なんら根拠もなく 5% と決定し客観的合理性がないと主張していることについて次のとおり判断する。

本件鑑定業者の鑑定士は、期待利回りについて一般的に賃料や利回りは企業等の重要秘密事項となっており、公開されていないので資料として入手が困難であるのが実情であり、意見書においては類似の賃貸事例がないため公共事業における土地等の使用に係る利回りを拠り所とし用対連細則第 11 を参考に 5% と算定したとしている。

用対連細則第 11 は、土地を賃借する場合、近傍類地に賃借りの事例がないときは、正常な地代又は借賃を算定するに当たっては使用する土地の正常な取引価格に次に掲げる率を乗じて得た額を一年間の地代又は借賃の標準とするとし、宅地、住宅見込地及び農地の場合 6%、林地及びその他の土地の場合 5% と定めている。

鑑定士は、期待利回りの査定に当たって、評価対象地の最有効使用の観点から、借地期間 10 年 ~ 20 年の事業用定期借地権を新規設定する場合の利回りと用対連細則第 11 とを参考にして、期待利回りを 5% と査定したのであり、請求人が主張するようになんら根拠がなく客観的合理性がないものであるとはいえない。

(ウ) 本件契約を締結した行為は違法又は不当であるかどうかについて

請求人は、市は「鑑定評価書を詳細に検討せず、故意にその誤りを看過したこと」「意見書を批判的に検討せず、恣意的に結論のみを機械的形式的に採ったこと」が結果として市に損害を与えた背任行為であると主張していることについて次のとおり判断する。

一般に土地取引価格は、社会的、経済的な要因に由来する複雑多岐な要素に基づき、かつ当該取引の当時者の個別的、主観的な事情によって決定されるものであるため、不動産の適正な価格をみいだすことは、知識と経験を有する専門家によらなければ困難である。

公共事業に伴う用地費の算定については、適正な価格が求められることから、伊勢市に限らず、国、県、他市町のほとんどの行政において、不動産鑑定に資格を有する不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼し、その不動産鑑定評価書の評価額に基づいて用地単価を決定している。また、会計検査院の検査においても不動産鑑定評価額に基づいた土地価格の決

定が受容されていることから、市がターミナル用地の評価額及び借地料について不動産鑑定業者に依頼し、その鑑定結果に基づいて借地料を決定し、本件契約を締結したことについて、請求人が主張するような違法又は不当があったとは認められない。

請求人は、鑑定評価書を詳細に検討せず機械的に採用しているとするが、不動産鑑定評価は、高度な専門性を有する不動産鑑定士にして初めて可能な仕事であるから、その判断や意見について、一般人から判断しても明らかに誤りがあると指摘できるのであればともかく、そうでない限りはその判断、意見を尊重し、受け入れることについて無批判であるとする主張はあたらないものというべきである。

上記(ア)(イ)(ウ)に、本件契約について請求人が主張するような違法又は不当な契約の締結とは認められない。

イ 借地料の支出の違法性及び不当性の有無について

平成22年6月30日の借地料の支出行為に関して次のとおり検討する。

本件支出行為は、行為のあった日から1年以内のものであるので、監査請求期間に関して要件を満たしている。

上記アで述べたとおり、本件契約において違法性又は不当性はないのであるから、平成22年6月30日の借地料の支出自体に違法又は不当があるかについて検討する。

平成22年6月30日の支出は、議会の承認を得て予算措置されており、その事務手続きは伊勢市事務決裁規程に基づいて決裁され、伊勢市会計規則に準じて支出されているものであるから違法又は不当な公金の支出にはあたらない。

3 結論

(1) 本件監査請求のうち、平成19年8月1日、平成19年10月1日及び平成21年3月6日の本件各契約の締結及び、平成19年11月26日、平成20年5月2日、平成20年8月18日及び平成21年9月1日の各借地料の支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(2) 本件監査請求のうち、平成22年6月30日の借地料の支出に関する請求は、違法又は不当な公金の支出と認められないので棄却する。

(意見)

本件契約は、契約締結日から10年間は解除できないことは、条項に定めるとおりであるが、その間の市の実質負担額を最も少なくする方策を講じる努力をされることを望むものである。

伊勢市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき、平成22年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成22年12月6日

伊勢市監査委員	鈴木	一	博
伊勢市監査委員	中井		豊
伊勢市監査委員	上田	修	一

平成 22 年 度

定期監査結果報告書（前期）

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

定 期 監 査	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	1 頁
2 定期監査の対象事務	1 頁
3 監査を実施した監査委員	1 頁
4 監 査 の 方 法	1 頁
5 監 査 の 主 眼	1 頁
6 監 査 の 結 果	2 頁
検 査 室	3 頁
総 務 部	3 頁
情 報 戦 略 局	4 頁
環 境 生 活 部	5 頁
健 康 福 祉 部	5 頁
産 業 観 光 部	7 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院	8 頁
監 査 委 員 事 務 局	8 頁
7 む す び	8 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所 (平成 22 年 10 月 18 日から平成 22 年 11 月 25 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 22 年 10 月 18 日	危機管理課、職員課、管財契約課、総務課
平成 22 年 10 月 19 日	課税課、収税課、秘書課、情報調査室、検査室
平成 22 年 10 月 21 日	広報広聴課、行政経営課、市民交流課
平成 22 年 10 月 26 日	戸籍住民課、人権政策課、環境課、清掃課
平成 22 年 10 月 29 日	医療保険課、生活支援課、介護保険課、長寿課
平成 22 年 11 月 1 日	こども課、障がい福祉課、健康課
平成 22 年 11 月 8 日	観光企画課、商工労政課、観光事業課
平成 22 年 11 月 25 日	市立伊勢総合病院、監査委員事務局

2 定期監査の対象事務

平成 22 年度(4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ)における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博(識見監査委員)

中 井 豊(識見監査委員)

上 田 修 一(議選監査委員)

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているか等を主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 事務事業においては、進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備や前年度の定期監査における口頭による指摘事項が改善されていないものが見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

- (2) 市税をはじめとする各種収納業務については、厳しい経済情勢のなかで従事する職員の労苦を理解するものであるが、市民の負担の公平性・公正性の確保の観点からも収入未済額の発生については懸念するところである。

地方財政法第4条第2項では「地方公共団体の収入は、適正且つ厳正に、これを確保しなければならない。」と規定されており、本市の厳しい財政状況を考慮すると、歳入確保は必要不可欠であることから、市全体の問題として、未収金対策を強力に推進されるよう望むものである。

- (3) 各種補助金の交付については、補助金交付の目的、効果などを分析するとともに、実績報告書の確認にあたっては、予算執行の適正を期するため、必要に応じて関係書類などの調査を行うとともに、交付の成果の検証を望むものである。

また、負担金については、決算書を精査し、繰越金が多額になっているものについては、関係機関と協議を行い見直しを検討するなど、より一層の負担金額の適正化を図られたい。

- (4) 委託料については、委託業務内容と委託金額の適正化を検証し、履行確認に遺漏がないよう適切に処理されたい。

- (5) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当している場合がみられるが、一部不適切な取り扱いが見受けられたので適正な事務に努められたい。

- (6) 財務に関する事務の執行については、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。特に調定決議書の作成漏れ、契約を締結した場合の支出負担行為漏れなどが見受けられたので注意されたい。

- (7) 随意契約に際しては、競争が原則であることを踏まえ、その妥当性を十分検討され、競争入札に付すべきものはないかなど再度検討されたい。

なお、仕様書の作成にあたっては、従来のもを安易に踏襲することなく、業務内容に対し適正な仕様であるか精査するとともに、コスト面からも再度仕様書の見直しに努められたい。

- (8) 2部複写の手書き領収書については、収入科目の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に留意されたい。
- (9) 郵券については、郵券切手受払簿の記載漏れ等により残数が一致しないもの、簿冊登録がないもの、検収日の誤記など受払簿の管理誤りがあるものが見受けられたため、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (10) 時間外勤務については、職員の人件費削減及び健康管理の面から削減に向け鋭意取り組まれているところであるが、今回対象とした所属全体（予算配当分）の総時間数は前年度（4月～9月）と比較すると、12%減少しており評価するものである。
管理職員におかれては、最近増加傾向にあるメンタルヘルス疾患に対して十分に配慮するとともに、業務の見直しを常に行い、事務分担の平準化に努められるよう望むものである。
- (11) 備品については、備品管理システム入力漏れが見受けられたので、適正な備品管理をされたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 今後も引き続き、的確な検査体制の堅持を願うものである。
併せて、検査の質を向上させるため、臨時検査員等も含めた研修の充実に配慮されたい。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 危機管理課 課税課 収税課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

意見

- (1) セキュリティの観点からサポート期限の終了に十分配慮し、パソコンを更新されるよう望むものである。

【職員課】

意見

- (1) 職員研修については積極的に推進されるとともに、受講者へアンケート調査を実施し、分析及び結果の把握に努められているところであるが、研修後の職場へのフィードバックの充実など、研修効果が一層期待できるしくみづくりを望むものである。

(2) 職員の交通事故については、引き続き再発防止に向け積極的な取り組みを願うものである。

【管財契約課】

意見

(1) 各地方公共団体では、公の施設等に設置されている自動販売機の機器設置業者を公募し、市有財産の有効活用を図っている。本市においても議会からの指摘を受け、公募について検討をされているとのことであるが、早期に取り組みられるよう願うものである。

【危機管理課】

意見

(1) 災害時における生活水の確保と市民の防災意識の向上を図るため、災害用井戸の登録を募集し、水質検査を実施しているところである。

公共・民間井戸の登録については、生活水としてできる限り最新の状態を把握されるところとともに、その所在地等の情報については、庁内だけでなく、市民に対しても適時適切な提供を願うものである。

また、各家庭における飲料水等の備蓄について一層の啓発をお願いしたい。

【課税課】

意見

(1) 自主財源の根幹をなす市税の確保については、厳しい財政状況の中でより適正、公平な課税が求められているところである。そのような中、アウトソーシングも含めた業務改善を通じて、長年の懸案であった償却資産の適正課税に取り組みられたことは評価するものである。引き続き的確な課税客体の把握に取り組みられるよう望むものである。

(2) 電子申告の利用率は県下トップレベルとのことであるが、なお一層の利用普及の啓発を図り、事務量の軽減に努められたい。

【収税課】

意見

(1) コンビニエンスストアにおける収納の拡大、徴収嘱託員による訪問催告等早期の税込確保のため収納体制の充実に努められているところである。

今後も納期限内納付を徹底し、未納の防止に取り組みられるとともに収納率の向上に向け有効な方策について研究を望むものである。

情報戦略局

秘書課 情報調査室 行政経営課 広報広聴課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

【行政経営課】

意見

(1) ふるさと応援寄附金の実績が増加しているところであるが、情報発信に工夫を凝らし、より積極的な取り組みを願うものである。

【広報広聴課】

意見

- (1) 広報など広告掲載による財源の確保に努められているところであるが、さらに広告掲載について有効な方策を検討されたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

意見

- (1) 市行政における住民との相互連絡等の特定事務を依頼している地区連絡員の報酬については、自治会会計に振り込まれている場合があるなど個々の事情は理解するところであるが、広報の配布が主業務であることから、業務内容の充実についてさらに検討されるよう望むものである。

【戸籍住民課】

意見

- (1) いせ市民カードの交付率をより一層向上させるよう、努力されることを望むものである。

【人権政策課】

意見

- (1) 市有財産売却の収入未済額の解消については、引き続き根気よく交渉を行い、収納に努力を願うものである。

【環境課】

意見

- (1) 燃えるごみの排出場所の集積化を促進し、ごみ収集効率化を図られているところであるが、引き続き、地元自治会の協力を得ながら推進されるよう望むものである。
また、ごみ減量へ向けて効果的な啓発活動を工夫、展開し、ごみゼロを推進されたい。

【清掃課】

意見

- (1) 搬出場所の集積化による収集体制の変更については、万全の対策を望むものである。

健 康 福 祉 部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課
長寿課 障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) 増加する児童虐待を予防するため、不安の多い新生児期の訪問指導や4か月健診など母子保健事業に鋭意取り組まれているところであるが、今後とも、母子支援の充実を願うものである。

【医療保険課】

意見

- (1) 医療費通知については国の指導により実施し、経費の一部が調整交付金として市に交付されている。通知をしないと優良保険者から除外されるなど影響があるとのことであるが、委託料と郵送費など実費経費の方が多くなることから、通知回数の減や中止による影響と経費について比較研究されるよう望むものである。
- (2) 国民健康保険料については、収入未済額が平成18年度以降増加しており、このまま推移すると国民健康保険特別会計に大きな影響を及ぼすものと危惧するところである。
現下の厳しい経済状況で収納業務に携わっている職員の労を多とするが、加入者負担の公平を期する面からも収納率の向上及び収入未済額の減少に特段の努力を願うものである。

【介護保険課】

意見

- (1) 介護保険料の収入未済額については、加入者負担の公平を期する面からも引き続き制度への理解を求め、未収金の解消に向け努力されるとともに、納期内納付の推進を願うものである。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 4月2日に支給された生活保護費の中で、63条返還金の領収行為に遅延が見られたことから、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 福祉資金貸付金の回収については、引き続き努力されるよう望むものである。
- (2) 生活保護費の63条返還金の過年度分の調定については、正確な調定の事務処理及び効率化のため、費用対効果を十分考慮の上、財務会計システムの改修の検討を願うものである。

【こども課】

指摘事項

- (1) 保育料について指定金融機関への払い込み遅れが見受けられたので、会計規則に基づき遺漏のないよう適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 総合的な子育ての力の低下や核家族化の進行に伴い、虐待等の増加要因が大きくなる中、今年4月には児童虐待事象が県内で発生し、報道されたところである。児童を取り巻く環境が厳しい状況であることから、引き続き、関係機関等と連携し、早期発見・予防に努められるよう望むものである。
- (2) 保育料の収入未済額の解消については、各園の現状を把握した未収金対策により一層取り組まれるよう望むものである。

【長寿課】

意見

- (1) 外出支援サービスのリフト付タクシー助成についてタクシー業者の不正受給が判明したところである。各種委託事業にかかる扶助費等の支出にあたっては、定期的に実地調査を行うなど適切な履行確認を願うものである。

【障がい福祉課】

意見

- (1) 重度障害者タクシー料金助成事業及び重度身体障害者リフト付タクシー料金助成事業について、タクシー業者の不正受給が判明したところである。各種委託事業にかかる扶助費の支出にあたっては、定期的に実地調査を行うなど適切な履行確認をされたい。
また、重度障害者タクシー料金助成事業については、利用率の向上に向け検討願うものである。

産 業 観 光 部

商工労政課 観光企画課 観光事業課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

意見

- (1) 伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社に対する貸付金については、今年度に償還期限が到来することから、早期に償還計画の協議を行われるよう望むものである。
- (2) 商店街の集客促進事業の実施にあたっては、より活性化できるしくみづくりを検討願うものである。

【観光企画課】

意見

- (1) 全国夫婦岩サミット連絡協議会については、構成団体も減少し、事業効果が期待されないことから発展的解消の方向性が窺えるところであるが、解消に向け早期に協議を願うものである。

【観光事業課】

意見

- (1) 新設される伊勢市駅前観光案内所については、伊勢市らしい魅力ある雰囲気づくりを重視され、観光情報の発信源としての機能を十分に発揮するとともに、多くの利用客との接点を最大限に活用した事業展開を望むものである。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。
また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 病院業務の委託については、医療業務に付随することから特命随意契約が多数を占めているところであるが、経費節減の観点からも競争入札に付すべきものはないか再度精査願うものである。
- (2) 診療費の未収金の発生については、公平性の観点からも一層の未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

7 むすび

市民の市政に対する関心が一段と高まるなか、住民監査請求が提出されるなど市民の貴重な税金の使途について、今まで以上に厳しい監視の目が向けられているところである。

このことから、職員一人ひとりが、市政は「市民の信託」により成り立っているという意味の重さを今一度認識され、市民に金銭的、財産的損失を与えることのないよう、より一層関係法規等に準拠した事務処理に心掛けるとともに、公平性、公正性及び透明性にも十分留意する必要がある。

また、事務処理の誤りを未然に防止するチェック体制の強化が不可欠であることから、各部局におかれては再度組織内のチェック体制を確認し、職員相互のけん制機能の充実に努められたい。

なお、今回の定期監査結果の全般的共通事項及び各課に関する事項については、全部署が自らの課題として受け止め、適正な事務処理に取り組まれることを強く要望するものである。